年 月 \exists

静岡県知事 様

(郵便番号)

届出者 住 所

> 電話番号()

氏 名

> 法定代理人 氏名、商号 又は名称

(注) 連絡先又は氏名に変更があった場合は、静岡県知事 にその旨連絡願います。

廃 業 等 出 書 届

下記事由に該当することとなりましたので、貸金業法第10条第1項の規定 により届け出ます。

記

1. 廃業等をした貸金業者

廃業等をした貸金業者の 商号、名称又は氏名		
登 録 番 号	静岡県知事()第	号
該当事由発生年月日	年 月 日	
該 当 事 由	法第 10 条第 1 項第 号該当)

- 1 届出者の「氏名」欄には、法第 10 条第1項第1号、第3号又は第4号の規定により届け出る場合、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。同項第2号又は第5号の規定により届け出る場合、法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載した 者については、これらの書類に記載された当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該旧氏及び名を括弧書で併記し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載した者に ついては、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「廃業等をした貸金業者の商号、名称又は氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併記し、又は当該旧氏及び名のみを記載することが できる。
- 「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。 「該当事由」には、法第10条第1項各号に規定する事項のうち、該当する事由の号番号を記載すること。 なお、同項第5号に該当する場合には、その理由を併記すること。
- 5 不要な字句は消して使用すること。

2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

		(年	月 日現在)
		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収 (予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託 (予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡 (予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他 ()	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人

- 1 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。
 - ① 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
 - ② 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
 - ③ 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
- 2 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
- 3 「その他()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

3. 債権譲渡の状況 (廃業等の事実の発生前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

	譲 渡 先	譲渡年月日	譲渡債権金額
譲			千円
済			千円
譲渡			(千円)
定			(千円)
	合 計		千円 (千円)

- 1 「譲渡先」は、貸金業者から貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所及び電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸付債権を譲り受けた者が貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 3 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、全ての譲渡年月日を記載すること。
- 4 債権譲渡予定のものについては、()内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 5 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

4. 取立委託の状況

	委 託 先	委託年月日	委託債権金額
委			千円
託 済			千円
委託			(手円)
· 予 定			(千円)
	合 計		千円 (千円)

- 1 「委託先」は、貸金業者から貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所及び電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸付債権の取立委託を受けた者が貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 3 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 4 取立委託予定のものについては、()内に取立委託予定金額を記入すること。

廃業等後における帳簿及び個人情報の取扱い		
(1) 帳簿の取扱い		
□ 自社(清算人)保存 □ その他()	債権譲渡先に引継ぎ
(具体的な措置状況)		
2) 個人情報の取扱い		
□ 自社(清算人)保存 □ その他()	債権譲渡先に引継ぎ
(具体的な措置状況)		

- 1 該当する項目全てについて□に✔をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

6. 添付書類

- (1)債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2) 取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3) 法第24条第1項の規定による通知の写し